

## こども食堂等保険制度 仕様書

- 1 件名  
令和7年度 こどもの居場所あんしん保険
  - 2 保険契約者  
社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会 会長
  - 3 保険・補償内容  
下記の内容及び補償額を満たすこと。なお、用語については「大阪市社会福祉協議会  
こども食堂等保険制度実施要綱（以下「要綱」という。）（別添）を参考にすること
- (1) 損害賠償責任事故
- 施設賠償・生産物賠償
- 身体賠償 1名 1億円、1事故 5億円（限度額）
  - 財物賠償 1事故 1億円（限度額）
  - 保管物賠償 1保険契約期間 500万円（限度額）
- ※ 市民ボランティアが、こども食堂等に参加し、活動中の過失により当該事業の参加者又は第三者の生命、身体、財物又は保管物に損害を与え、かつ、被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故を補償すること
- ※ 上記にかかわらず、次に掲げる事故は適用除外として差し支えない。
- ア 市民ボランティアの故意によるもの
  - イ 戦争、変乱、暴動、労働争議等の政治的又は社会的騒じょうによるもの
  - ウ 地震、噴火又は津波等の天災によるもの
  - エ 市民ボランティアが占有、使用、又は管理をする車両によるもの
  - オ 施設の建設、改築、改造又は修理等の工事によるもの
  - カ 同居の親族に対するもの
- (2) 傷害事故
- ①市民ボランティア
- 死亡 1名 500万円
  - 後遺障害 1名 15万～500万円
  - 入院 1日 3,000円（事故日から180日以内かつ180日限度）
  - 通院 1日 2,000円（事故日から180日以内かつ90日限度）
- ②こども等参加者
- 死亡 1名 100万円
  - 後遺障害 1名 3～100万円
  - 入院 1日 1,000円（事故日から180日以内かつ180日限度）
  - 通院 1日 600円（事故日から180日以内かつ90日限度）
- ※ 市民ボランティアが、こども食堂等に参加し、活動中の急激かつ偶然な外来の事故により死亡又は負傷した事故を補償すること。また、活動場所と市民ボランティア及びこども等参加者の住所との通常経路による移動中の事故及び熱中症・細菌性食中毒を含むこと
- ※ こども等参加者が、こども食堂等に参加し、実施場所内の急激かつ偶然な外来の事故により死亡又は負傷した事故を補償すること。また、熱中症・細菌性食中毒を含むこと（ただし、事前申込等で主催者が把握できる参加者に限る）
- ※ 上記にかかわらず次に掲げる事故は適用除外として差し支えない
- ア 市民ボランティア及びこども等参加者の故意によるもの
  - イ 戦争、変乱、暴動、労働争議等の政治的又は社会的騒じょうによるもの

- ウ 地震、噴火又は津波等の天災によるもの
  - エ 市民ボランティア及び子ども等参加者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為によるもの
  - オ 市民ボランティア及び子ども等参加者の無資格運転又は酒酔い運転によるもの
  - カ 脳疾患、疾病又は心神喪失によるもの
  - キ 他覚症状のない頸部症候群（いわゆる「むち打ち症」）または腰痛
  - ク 公務災害補償の適用を受けるもの
- 4 対象者  
要綱第3条（1）に規定する子ども食堂等に参加する子ども等及び（2）に規定する市民ボランティア
- 5 対象活動  
要綱第3条（1）に規定する子ども食堂等  
※ 年度途中で8（1）に示す団体数・参加者数・ボランティア数を追加して本保険制度適用を認める場合があり、この場合は事業実施までにその旨を保険契約相手方へ通知し承認を求め、これを承認し含めるとともに、これによる保険料の変更は行わないこと
- 6 保険契約期間  
令和7（2025）年4月1日0時から令和8（2026）年3月31日24時まで
- 7 保険料支払予定日及び支払方法  
初回口座振替にて支払いを行う
- 8 契約相手方に必要な要件  
次の事項をすべて満たしていること
- （1）保険料積算方法は、団体数・参加者数・ボランティア数・面積等を根拠とした確定精算不要方式であること
  - （2）対象活動者名簿の事前登録不要方式であること
  - （3）保険手続きの窓口には担当者を配置し、事故報告や保険金請求・支払いの手続き等を本会の担当者と連絡を取り合い、相互に連携して迅速に行うこと
  - （4）賠償責任事故、傷害事故の種類に応じて、担当者が当事者間の交渉に必要なアドバイスを行うこと
  - （5）必要に応じて、示談の交渉に必要なアドバイスを行うこと
  - （6）保険金支払い手続きは「事故報告書・請求事務の流れ」のとおり行うこと
  - （7）本会の求めにより、必要な資料の提供・アドバイスを行うこと
- 9 その他
- （1）保険契約に係る約款については、保険業法の定めにより金融庁の審査に基づいたものを使用すること
  - （2）実施にあたっては大阪市社会福祉協議会子ども食堂等実施要綱を遵守すること
  - （3）契約については、大阪市の令和7（2025）年度予算が発効した時とする
- 10 令和7年度の根拠は、下記の数値とする。
- ・活動箇所数 473箇所
  - ・参加者数 603, 178人/年間
  - ・ボランティア数 90, 426人/年間
  - ・面積等 47, 300㎡